

# 地域産業促進事業補助金 募集要領

## 事業再開枠

※**一般枠**との併用はできません

防府市

## 地域産業促進事業補助金（事業再開枠）

### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、事業者の皆様が取り組む業種別のガイドライン等に基づく感染防止対策に必要な経費の一部を補助します。

### 2 補助金の対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO 法人等も対象）

※法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であること

- (2) 令和2年3月31日までに法人設立もしくは開業している者
- (3) 市税等の滞納がない者
- (4) 防府市暴力団排除条例に該当しない者

### 3 補助対象事業

#### (1) 内容

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策に係るもの  
※ただし、3ページ（7）の経費は対象外になります。

<参照>

業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧に関する情報

[ウェブサイト] <https://corona.go.jp/>

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室



業種別ガイドライン一覧

#### [取組事例]

- ・窓口透明アクリル板等の設置
- ・非接触型自動水栓（蛇口）の設置やトイレの洋式化
- ・換気設備の購入・施工 など

(2) 補助金額

1事業者1回限り上限30万円（補助率3/4）

(3) 申請方法

- 受付時期 令和2年7月15日（水）～令和2年10月30日（金）  
※当日消印有効  
※予算に達した時点で終了します。
- 受付方法 下記へ郵送  
※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

〒747-0037 防府市八王子二丁目8番9号  
防府商工会議所 宛て  
TEL:0835-22-4352（防府商工会議所）

(4) 必要書類

区分	必要書類
個人事業者	1 交付申請書（第1-2号様式） 2 直近の確定申告書第一表の写し ※受付印のあるもの ※創業者の場合は、開業届の写しと売上を証明する書類の写し
法人事業者	1 交付申請書（第1-2号様式） 2 直近の確定申告書別表一の写し ※受付印のあるもの ※新規法人の場合は、法人設立届の写しと売上を証明する書類の写し

(5) 補助対象期間

令和2年5月14日（木）～申込日の4か月後の月末まで  
※交付決定前に行われた事業に要する経費についても、令和2年5月14日以降の事業については対象とします。

## (6) 補助対象経費

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策に必要な経費が対象となります。なお、消費税及び地方消費税は補助対象外です。

### <主な対象経費の例>

費目	対象経費（参考）
飛沫対策費	●アクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン、フェイスガードの購入・施工
設備費	●換気設備の導入 ●トイレの改修（和式から洋式に改修） ●非接触型のための設備改修（ドア、蛇口、電気スイッチ）
その他衛生管理費	●非接触型体温計、サーモカメラ、コイントレー、自動手指消毒器の購入・施工

※設備費については、備え付けを原則とするが、事業を展開するうえで必要な場合はこの限りではない。

※業種別ガイドラインに記載のないものは対象外。

## (7) 補助対象外となる主な経費

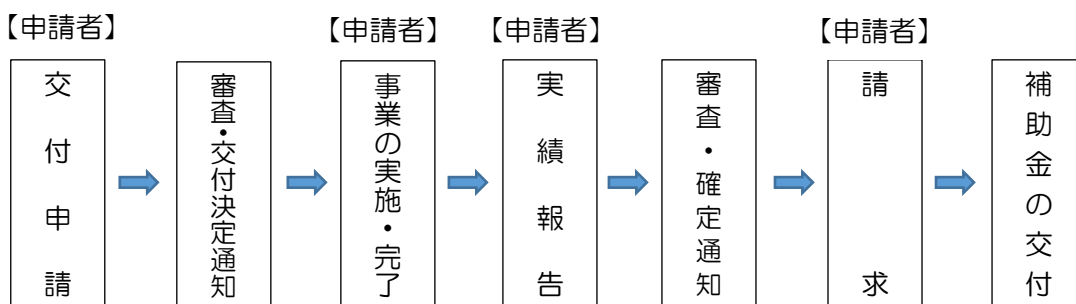
以下の項目に掲げる経費は補助対象経費になりませんのでご注意ください。

- 日々消費する使い捨てを前提としたもの（マスク、手袋、ごみ袋、石けん、消毒液など）
- 電子計算機等購入費（PC、タブレットなど）及びそれに付随するもの
- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 通常の生産活動のための設備投資等、単なる取り替え更新のためのもの
- 補助対象期間中に係わる合理的な数量と見なされないもの
- 自社内部の取引によるもの
- オークションによる購入
- 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント、小切手・手形での支払
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※このほか、補助対象事業に関係のない経費や、領収書等がない場合（経費の内訳や支払いがわからない場合）は補助金が支払われません。

## 4 申請から支払まで

### (1) 申請から支払までの流れ



### (2) 留意点

申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付に関する通知を後日、発送します。

※申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。

※交付決定の通知は、補助金額の確定ではありません。事業完了報告書の提出後に改めて審査し、確定通知書により補助金額が確定することになりますのでご注意ください。

## 5 実績報告

補助事業完了後20日以内に下記の書類を提出してください。

- (1) 防府市地域産業促進事業補助金完了報告書（第3-2号様式）
- (2) 実績報告書（様式第3-2号添付書類）
- (3) 見積、領収書等の写し（経費の内訳及び支払いがわかるもの）
- (4) 写真等（事業の取組み実績がわかるもの）

※領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

※提出は下記へ郵送願います。（※感染防止のため、持参はお控えください。）

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市産業振興部商工振興課 宛て

TEL0835-25-2278（防府市産業振興部商工振興課）

## 6 補助金の支払いについて

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

防府市地域産業促進事業補助金確定通知書が届きましたら、防府市地域産業促進事業補助金請求書（第5号様式）を提出してください。

※提出は下記へ郵送願います。（※感染防止のため、持参はお控えください。）

〒747-8501 防府市寿町7番1号  
防府市産業振興部商工振興課 宛て  
TEL0835-25-2278（防府市産業振興部商工振興課）

## 7 その他

- (1) 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (3) 補助金の交付にあたり、市が別途書類を求める場合がありますので予めご了承ください。
- (4) 本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。
- (5) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (6) 市内事業者からの調達や工事にご協力ください。

【本事業は、防府市と防府市から委託を受けた防府商工会議所で事務を取り扱っています】

### 【問合せ先】

防府市商工振興課 電話 0835-25-2278

防府商工会議所 電話 0835-22-4352